

県土整備局公共工事グリーン調達基準

この「県土整備局公共工事グリーン調達基準」は、「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、県土整備局が実施する公共工事における環境物品等の使用について定めるものである。

（「環境物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日）第2条に定義されたものを指す。）

1 基本的な考え方

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠であり、このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要がある。

公共工事については、神奈川県各部局の調達の中でも金額が大きく、県内の経済活動に大きな影響力を有する。このため、県が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施していくことは重要なことであり、また、県内市町村や民間事業者の環境配慮への取組を促す効果も大きいものと考えられる。

よって、県土整備局が実施する公共工事においては、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法及び目的物の使用（調達）を、国等の基準を踏まえた上で、以下の点に留意しつつ積極的に推進していくものとする。

- ①公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、県民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。
- ②公共工事のコストについては、予算の適正な執行の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることに十分留意する。
- ③調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように検討する。
- ④公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていく。

2 特定調達品目

(I) 定義

国等の基準を踏まえた上で積極的に利用を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）は、別表第1のとおりとする。

なお、その特定調達品目として満たすべき基準（以下「判断の基準」という。）は、別表第2から別表第5までとし、その判断の基準に加えてその使用する用途等さらに配慮することが望ましい事項は、別表第6のとおりとする。

3 認定対象品目

(I) 定義

次に掲げる全ての事項に該当するものであって、率先的に利用する品目として特定調達品目から移行したもの（以下「認定対象品目」という。）は、別表第7のとおりとし、その認定対象品目として満たすべき基準（以下「評価基準」という。）は、別表第8のとおりとする。

ア 県土整備局公共工事で見込まれること。

イ 県内外の3社以上で製造され、県内で入手可能であること。

ウ 県内発生廃棄物を活用していること、又は、県内に製造工場や営業所等の活動拠点があること。

(2) 認定対象品目の設定等

(1)の事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会に意見を聴くものとする。

なお、事業者（県内において資材を製造する事業者に限る。）の提案により(1)の事項を定め、又は変更しようとする場合に必要な事項は、別に定めるところによる。

(3) 認定対象品目の資材の認定

認定対象品目の資材の認定に必要な事項は、別に定めるところによる。

4 利用方針

(1) 特定調達品目

特定調達品目は、工事全体の環境負荷低減を考慮する中で積極的な利用を推進するものとする。

(2) 認定対象品目

ア 3(3)により認定された資材（以下「認定資材」という。）が寸法・規格等において同等のものが3以上ある場合において、当該認定資材が寸法・規格等において同等の新材の価格以下であり（同等の新材がないときは、新材の価格以下とみなす。）、かつ、県土整備局の単価表で定める地区で供給されているときは、「率先利用認定資材」として当該地区内の本庁機関及び出先機関は、特段の理由がない限り、当該認定資材を利用する。

イ ア以外の認定資材について利用可能なときは、本庁機関及び出先機関は、環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め予算の範囲内で、これを積極的に利用するよう努める。

5 調達目標

調達目標は、認定対象品目の調達実績の把握を行い、その結果を踏まえ定量的な目標を設定していくこととする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から適用する。

この基準は、平成15年7月1日から適用する。

この基準は、平成16年8月1日から適用する。

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

この基準は、平成19年12月19日から適用する。ただし、率先利用品目の利用方針については、平成20年3月31日までの間は、4の(1)を準用することとし、平成20年4月1日から4の(2)を適用する。

この基準は、平成20年11月26日から適用する。ただし、率先利用品目のうち再生陶磁器質タイル、再生ビニル系床材、再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）の利用方針については、平成21年3月31日までの間は、4の(1)を準用することとし、平成21年4月1日から4の(2)を適用する。

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

この基準は、平成24年1月20日から適用する。ただし、率先利用品目のうち再生生コンクリートの利用方針については、平成24年3月31日までの間は、4の(1)を準用することとし、平成24年4月1日から4の(2)を適用する。

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年1月22日から適用する。

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月10日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年7月4日から適用する。

この基準は、平成28年11月1日から適用する。

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

この基準は、令和4年10月5日から適用する。

この基準は、令和6年10月10日から適用する。

別表第1 特定調達品目（第2項第1号関係）

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準	使用用途及び配慮事項	
		(品目分類)	(品目名)			
公共工事	資材	盛土材等	土工用水砕スラグ	別表第2	別表第6	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材			
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材			
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ			
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材			
			フェロニッケルスラグ骨材			
			銅スラグ骨材			
			電気炉酸化スラグ骨材			
		小径丸太材	間伐材			
		混合セメント	高炉セメント			
			フライアッシュセメント			
		セメント	エコセメント			
		コンクリート	透水性コンクリート			
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート			
		塗料	下塗用塗料（重防食）			
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料			
			高日射反射率塗料			
		防水	高日射反射率防水			
		園芸資材	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）			
		道路照明	LED 道路照明			
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
		建具	断熱サッシ・ドア			
		製材等	製材			
			単板積層材			
			直交集成材			
		フローリング	フローリング			
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品			
		照明機器	照明制御システム			
		変圧器	変圧器			
		空調用機器	吸収冷温水機			
			氷蓄熱式空調機器			
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機			
			送風機			
			ポンプ			
		衛生器具	自動水栓			
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
			大便器			
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠			
		建設機械	—			排出ガス対策型建設機械
	低騒音型建設機械					
		工法	建設発生土有効利用工法			低品質土有効利用工法

		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
		舗装（表層）	路上表層再生工法		
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
	目的物	舗装	排水性舗装	別表第5	
			透水性舗装		
			屋上緑化		
		屋上緑化	屋上緑化		

別表第2 特定調達品目(資材)の判断の基準(第2項第1号関係)

品目分類	品目名	判断の基準
盛土材等	土工用水砕スラグ	○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。

品目分類	品目名	判断の基準
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。

備考) 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

備考) 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考) 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考) 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
小径丸太材	間伐材	①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

品目分類	品目名	判断の基準
混合セメント	高炉セメント	○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考) 「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
混合セメント	フライアッシュセメント	○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考) 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
セメント	エコセメント	○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
コンクリート	透水性コンクリート	○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 付属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	○吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。

品目分類	品目名	判断の基準
塗料	下塗用塗料(重防食)	○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。

3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度L*値の値
80.0 以上	80.0

品目分類	品目名	判断の基準
防水	高日射反射率 防水	○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

品目分類	品目名	判断の基準
園芸資材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量 [N] (現物) 0.8%以上 ・りん酸全量 [P₂O₅] (現物) 1.0%以上 ・アルカリ分 (現物) 15%以下 (ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。
- 2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条及び第25条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」(昭和61年農林水産省告示第284号)に適合するもの

品目分類	品目名	判断の基準
道路照明	LED 道路照明	○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること

- 備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及び JISC 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法—第2部: LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。
なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくな

るまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表 1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA	
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20 VA	
	—	平均路面照度 10 lx	40 VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70 VA	
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA	
		交差点隅切り部用	95 VA	
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA	
		交差点隅切り部用	70 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx	125 VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx	95 VA		

—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
 3 電球色LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具 (基本照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40 (km/h) 2車線 0.75 (cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50 (km/h) 2車線 0.95 (cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60 (km/h) 2車線 1.15 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80 (km/h) 2車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80 (km/h) 2車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具 (入口照明) の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLED トンネル照明器具をさす。

品目分類	品目名	判断の基準
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
建具	断熱サッシ・ドア	○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。

備考) 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。

品目分類	品目名	判断の基準
製材等	製材	①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
	単板積層材 直交集成板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

品目分類	品目名	判断の基準
フローリング	フローリング	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. 基材に木材を使用したものについては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. 上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

品目分類	品目名	判断の基準
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準
照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。
-----	-----	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の回路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」及びJIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」による。

品目分類	品目名	判断の基準
空調用機器	吸収冷温水機	①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が352kW未満	1.20

表2 冷房の期間成績係数

区分	期間成績係数
冷凍能力が352kW 以上	1.45

品目分類	品目名	判断の基準
空調用機器	氷蓄熱式空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

品目分類	品目名	判断の基準
空調用機器	ガスエンジン ヒートポンプ 式空気調和機	① 間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が ⁵ 28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が ⁵ 35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が ⁵ 45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が ⁵ 56kW以上	1.70以上

品目分類	品目名	判断の基準
空調用機器	送風機	○プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ) で規定される低圧トッランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

品目分類	品目名	判断の基準
空調用機器	ポンプ	○プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ) で規定される低圧トッランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

品目分類	品目名	判断の基準
衛生器具	自動水栓	<p>①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	大便器	○洗浄水量が6.5L/回以下であること。

備考) 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。

2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。

3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。

4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。

5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は対象外とする。

6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

品目分類	品目名	判断の基準			
コンクリート 用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>古紙パルプ</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

別表第3 特定調達品目（建設機械）の判断の基準（第2項第1号関係）

品目名	判断の基準																																									
排出ガス対策型建設機械	○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。																																									
	別表1 トンネル工事中用建設機械																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table>	機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																															
	機種	摘要																																								
	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																								
	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																								
	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																								
	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																								
	別表2 一般工事中用建設機械																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table>	機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																	
機種	摘要																																									
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																									
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																									
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																									
第2次基準値																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8kW以上19kW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上75kW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130 kW以上560kW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	出力区分						8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40
対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																					
出力区分																																										
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																																					
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																																					
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																																					
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																																					
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																																					
<p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。</p> <p>2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p>																																										
○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものあること。																																										
別表3 トンネル工事中用建設機械																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>	機種	摘要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																				
機種	摘要																																									
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																									
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																									
別表4 一般工事中用建設機械																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発動発電機</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式（溶接兼用機を含む）</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式</td> </tr> <tr> <td>油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの</td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> </tr> <tr> <td>ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン</td> </tr> </tbody> </table>	機種	摘要	発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式（溶接兼用機を含む）	空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式	油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの	ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン																														
機種	摘要																																									
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式（溶接兼用機を含む）																																									
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式																																									
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの																																									
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																									
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン																																									

品目名	判断の基準				
排出ガス対策型建設機械	第1次基準値				
	対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
	出力区分				
	7.5kW 以上 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
	15 kW 以上 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30 kW 以上 272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50	
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。 2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。					

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものをを使用すること。

低騒音型建設
機械

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。
別表

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	105
バックホウ	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	106
ドラグライン クラムシエル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
トラクターショベル	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	$P < 55$	98
	$55 \leq P < 103$	102
	$103 \leq P$	104
アースオーガー	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
オールケーシング掘削機	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	105
	$206 \leq P$	107
アースドリル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	$P < 55$	101
	$55 \leq P$	104
コンクリートポンプ (車)	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P$	107
コンクリート圧砕機	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	107
アスファルトフィニッシャー	$P < 55$	101
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	$P < 55$	101
	$55 \leq P$	105
発電発電機	$P < 55$	98
	$55 \leq P$	102

別表第4 特定調達品目（工法）の判断の基準（第2項第1号関係）

品目分類	品目名	判断の基準
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	---

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
-------	-------------------	---

備考) 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

別表第5 特定調達品目（目的物）の判断の基準（第2項第1号関係）

品目分類	品目名	判断の基準
舗装	排水性舗装	○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
----	-------	-------------------------------

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項（第2項第1号関係）

分類	品目分類	品目名	使用用途及び配慮事項
資材	盛土材等	土工用水砕スラグ	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
		電気炉酸化スラグ骨材	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	小径丸太材	間伐材	林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること
	道路照明	環境配慮型道路照明	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
	建具	断熱サッシ・ドア	①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
	製材等	製材	原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。
単板積層材 直交集成材		①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	
フローリング	フローリング	①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。	
変圧器	変圧器	運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	

	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
目的物	屋上緑化	屋上緑化	<p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>

別表第7 認定対象品目（第3項第1号関係）

認定対象品 目名	分類	品目名	品目ごとの 評価基準
公共工事	資材	再生加熱アスファルト混合物	別表第8
		再生骨材等	
		再生コンクリート二次製品	
		再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）	
		再生木質ボード	
		排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		再生セラミックタイル	
		再生ビニル系床材	
		再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）	
		再生骨材コンクリート	
		再生改良土	
		再生バーク堆肥	
		再生集成材・合板	
		再生モルタル	
		再生流動性埋戻材	
再生生コンクリート			

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

品目名：再生加熱アスファルト混合物

①評価対象資材

表1-1から表1-3までに掲げる製品の規格であって表1-4に掲げる再生資源を含有した道路等で使用する再生加熱アスファルト混合物を対象とする。

表1-1 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	突き固め回数		空隙率%	飽和度%	安定度 kN	フロー値 (1/100cm)			
	1,000≦T	T<1,000							
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	75	50	3~7	65~85	4.90以上	20~40			
再生密粒度アスファルト混合物 (20)			3~6	70~85	4.90 (7.35) 以上				
再生密粒度アスファルト混合物 (13)					3~7		65~85	4.90以上	
再生細粒度アスファルト混合物 (13)			50	75~85					3.43以上
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)									
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	2~5	75~90			3.43以上				
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)						3~5	75~85	4.90以上	
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	75	50	-	-	3.43以上				20~40
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)						3~5	75~85	4.90以上	
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	75	50	-	-	3.43以上				20~40
再生開粒度アスファルト混合物 (13)						50	-	-	
再生加熱アスファルト安定処理路盤材	50	-	3~12	-	3.43以上				10~40

[注1] T：舗装計画交通量（台/日・方向）

[注2] 積雪寒冷地域の場合、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

[注3] ()内は、1,000≦Tで突き固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

[注4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C、48時間水浸後の安定度 (kN)} / \text{安定度 (kN)}) \times 100$$

表1-2 粒度範囲とアスファルト量

混合物の種類	仕上がり厚cm	最大粒度	通過質量百分率 %								再生アスファルト量%	
			26.5	19	13.2	4.75	2.36	0.600	0.300	0.150		0.075
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	70~90	35~55	20~35	11~23	5~16	4~12	2~7	4.5~6
再生密粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	75~90	45~65	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	5~7
再生密粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	55~70	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	5~7
再生細粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	65~80	50~65	25~40	12~27	8~20	4~10	6~8
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	35~55	30~45	20~40	15~30	5~15	4~10	4.5~6.5
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	4~6	20	100	95~100	75~95	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	6~8
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	6~8
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	60~80	45~65	40~60	20~45	10~25	8~13	6~8
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)	3~4	13	-	100	95~100	75~90	65~80	40~65	20~45	15~30	8~15	7.5~9.5
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	45~65	30~45	25~40	20~40	10~25	8~12	5.5~7.5
再生開粒度アスファルト混合物 (13)	3~4	13	-	100	95~100	23~45	15~30	8~20	4~15	4~10	2~7	3.5~5.5

[注1] 再生アスファルトとは、品質試験のためにアスファルトコンクリート再生骨材からアブソン法によって回収した旧アスファルトに再生用添加剤や新アスファルトを加え、室内で混合調整したアスファルトのことをいう。

表1-3 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度(25°C) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下
軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0
伸度(15°C)cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	210 以上	210 以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	-	-	-
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	-	-	-
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	-	-	-
密度(15°C) g/cm ²	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能

再生資源	再生資源の種類及び品質・性能		
アスファルトコンクリート 再生骨材	旧アスファルトの性状		骨材の微粒分量(%)
	旧アスファルト含有量(%)	旧アスファルトの針入度1/10mm	
	3.8以上	20以上	1.70以下
	<p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~30mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~30mm、13~0mmの2種類の粒度にふり分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふり分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>また、13~5mm、5~0mm以外でふり分けられている場合には、ふり分け前の全試料から13~0mmをふり取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75µmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103：微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>		
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合していること		
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) に適合していること		

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を骨材に対する質量比で45%以上含有し、これ以外の再生資源を含有していないこと。

ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を骨材に用いる場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していること。

④品質・性能

製品は、①評価対象資材に定める以下の規格に適合していること。

マーシャル安定度試験に対する基準値

粒度範囲とアスファルト量

舗装用石油アスファルトの規格

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生骨材等

①評価対象資材

表2-1に掲げる再生資源を含有し、コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生骨材等（再生砂 RC-10 を除く。）を対象とする。

表2-1 再生骨材等の原料となる再生資源

1	コンクリート塊
2	アスファルトコンクリート塊
3	路盤廃材
4	JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ
5	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグのうち徐冷スラグに限る。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を100%使用していること。
 ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していること。

④品質・性能

①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグを除く）を用いる場合は、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。
 ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る）を用いる場合の種類と主な用途は、表2-2によるものとし、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。
 ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規定に適合していること。

表2-2 道路用鉄鋼スラグと道路用溶融スラグの種類と主な用途

種類	名称	呼び名	主な用途
再生粒度調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
	粒度調整溶融スラグ	MM	上層路盤材
再生クラッシュラン	クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材
	クラッシュラン溶融スラグ	CM	下層路盤材

表 2-3 ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格

ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RC-40 CS-40 CM-40)	40~0 (RM-40 MS-40 HMS-40 MM-40)	30~0 (RM-30 MS-30 HMS-30 MM-30)
	通過百分率 (%)	53mm	100	100
37.5mm		95~100	95~100	100
31.5mm		—	—	95~100
26.5mm		—	—	—
19mm		50~80	60~90	60~90
13.2mm		—	—	—
4.75mm		15~40	30~65	30~65
2.36mm		5~25	20~50	20~50
425 μ m			10~30	10~30
75 μ m			2~10	2~10

注) ① 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。
 ② 試験方法は (JIS A 1102) による。

表 2-4 品質規格 (ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格を除く)

種類		試験項目	規格値
呼び名	材料		
再生粒度調整碎石 ①			
RM-40 RM-30	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	90%以上 4以下 50%以下
MS-40 MS-30 HMS-40 HMS-30	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩ 単位容積質量 ⑦ 一軸圧縮強さ (水硬性粒度調整鉄鋼スラグの み対象) ⑧	80%以上 呈色なし⑨ 1.5%以下⑩ 6ヵ月以上⑩ 1.5kg/ℓ以上 1.2Mpa以上 (12Mpa以上)
MM-40 MM-30	粒度調整熔融スラグ	修正CBR試験 ② すりへり試験 ④	80%以上 50%以下
再生クラッシュラン ①			
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	30%以上 6以下 50%以下
CS-40	クラッシュラン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩	30%以上 呈色なし⑨ 1.5%以下⑩ 6ヵ月以上⑩
CM-40	クラッシュラン熔融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上

- 注) ① 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整碎石を「再生粒度調整碎石」として定義した。
- ② 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E001」を参照する。特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。
- ③ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 F005」を参照する。
- ④ 試験方法は、JIS A 1121 を参照する。
- ⑤ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E002」を参照する。
- ⑥ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 B014」を参照する。
- ⑦ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 A023」を参照する。
- ⑧ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E003」を参照する。
- ⑨ 試験項目及び規格値は高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。
- ⑩ 試験項目及び規格値は製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

⑤品質管理

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達された製品であること。

品目名：再生コンクリート二次製品

①評価対象資材

表3-1に掲げる製品の規格及び種類であって表3-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類又はII類に区分される再生コンクリート二次製品を対象とする。

表3-1 再生コンクリート二次製品の規格及び種類

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 I類

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界ブロック類	境界ブロック	地先境界ブロック	A B C
		片面歩車道境界ブロック	A B C
		両面歩車道境界ブロック	A B C
ブロック式擁壁類	積みブロック	コンクリート用積みブロック（滑面、粗面）	A 長方形 250×400×350 mm A 長方形 300×450×350 mm

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 I類

大分類	小分類	寸法・規格等					
暗きよ類	鉄筋コンクリートブロックパース	(単位：mm)					
		600×600	700×700	800×800	900×600	900×900	
		1000×800	1000×1000	1000×1500	1100×1100		
		1200×800	1200×1000	1200×1200	1200×1500		
		1300×1300	1400×1400	1500×1000	1500×1200		
		1500×1500	1800×1200	1800×1500	1800×1800		
		2000×1500	2000×1800	2000×2000	2200×1800		
		2200×2200	2300×1500	2300×1800	2300×2000		
		2300×2300	2400×2000	2400×2400	2500×1500		
		2500×1800	2500×2000	2500×2500	2800×1500		
		2800×2000	2800×2500	2800×2800	3000×1500		
		3000×2000	3000×2500	3000×3000	3500×2000		
		3500×2500					
マンホール類	マンホール側塊	マンホール側塊 斜壁	600A 900	600B 1200	600C 1200	600D 1200	
		マンホール側塊 直壁	900A 1500A	900B 1500B	1200A 1500B	1200B 1500B	
路面排水溝類	U形側溝 (旧 JIS A 5345)	上ぶた式U形側溝(本体)	1種	150 300B 360B	180 300C 450	240 360A 600	300A
		上ぶた式U形側溝(ふた)	1種	150 360	180 450	240 600	300
			2種	150 360	180 450	240 600	300
	L形側溝	L形側溝	1種	250A	250B	300	350

注) JIS A 5371 で、舗装・境界ブロックに属する平板及びインターロッキングブロックは、再生舗装用ブロックの評価基準により審査する。

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 II類

大分類	小分類	寸法・規格等				
暗きよ類	鉄筋コンクリート台付管	標準	ゴム輪装着タイプ	(単位：mm)		
				150×1000	150×2000	200×1000
				200×2000	250×2000	300×1000
				300×2000	350×1000	350×2000
				400×2000	400×2500	450×2000
				450×2500	500×2000	500×2500
		2種	耐震性高性能ゴムジョイント埋込タイプ	600×1250	600×2000	600×2500
				700×2000	700×2500	800×2000
				800×2500	900×2000	900×2500
				1000×2000	1000×2500	1100×2000
				1100×2500	1200×2000	1200×2500
				1350×2500	1500×2500	1800×2500

表3-2 再生コンクリート二次製品の再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
- ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 - ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 α が15%以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G :粗骨材の単体量 (kg/m³)

S :細骨材の単体量 (kg/m³)

r_G :単体量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r_S :単体量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

- b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で20%以上を使用していること。
- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」のいずれかを組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、「神奈川県土木工事共通仕様書」の第2編第2章第7節の「2-2-7-1 一般事項」及び以下のいずれかの規格に適合していること。

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）

①評価対象資材

表4-1に掲げる製品の規格及び種類であって表4-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類に区分される舗装用ブロックを対象とする。

表4-1 再生舗装用ブロックの規格及び種類

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界 ブロック類	平板	普通	300 300×300×60 mm
	インターロッキング ブロック	普通	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm
		透水性	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm

表4-2 再生舗装用ブロックの再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、「神奈川県土木工事共通仕様書」の第2編第2章第7節の「2-2-7-1 一般事項」及び以下の規格に適合していること。

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品（舗装・境界ブロック類）

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生木質ボード

①評価対象資材

表5-1に掲げる製品の規格及び種類であって、原則として合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等（以下「木質再生資源」という。）又はJIS R 5214 エコセメントを含有したボードを対象とする。

表5-1 再生木質ボードの規格及び種類

JIS A 5905 繊維板

MDF

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ	
素地MDF	研磨板 (RS)	2.5 3	Mタイプ Pタイプ	30タイプ 25タイプ 15タイプ 5タイプ	
	化粧MDF	単板オーバーレイ (DV)			7 9 12
プラスチックオーバーレイ (DO)		15 18 21			
		塗装 (DC)			24
					30

表記例 MDF DV-9-P25

インシュレーションボード

用途による区分	厚さmm	
タタミボード (T-IB)	10 15 20	
	A級インシュレーションボード (A-IB)	9 12
		シージングボード (S-IB)

表記例 インシュレーションボード S-IB-15

ハードボード

油、樹脂などの特殊処理及び表面の状態による区分		厚さmm	曲げ強さ	
油、樹脂などの特殊処理による区分	表面の状態による区分			
スタンダードボード (無処理) (S)	素地ハードボード	未研磨板 (RN)	2.5 3.5 5 7	35タイプ 25タイプ 20タイプ
		研磨板 (RS)		
	内装用化粧ハードボード (DI)			
テンパードボード (処理) (T)	素地ハードボード	未研磨板 (RN)	5 7	45タイプ 35タイプ
		研磨板 (RS)		
	外装用化粧ハードボード (DE)			

表記例 ハードボード T-RS-5-20

JIS A 5908 パーティクルボード

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ	
素地	無研磨板 (RN)	9	Mタイプ Pタイプ	18タイプ	
	研磨板 (RS)	10 12		13タイプ 8タイプ	
単板張り	無研磨板 (VN)	15		30-15タイプ	
	研磨板 (VS)	18			
化粧	単板オーバーレイ (DV)	20			
	プラスチックオーバーレイ (DO)	25			
	塗装 (DC)	30			18タイプ
		35			13タイプ
	40	8タイプ			

表記例 パーティクルボード RN-12-M18

JIS A 5404 木質系セメント板

種類		厚さmm					
木毛セメント板	硬質 (HW)	15	20	25	30	40	50
	普通 (NW)						
木片セメント板	硬質 (HF)	12	15	18	21	25	
	普通 (NF)	25	30	50			

表記例 木毛セメント板 HW-30

② 環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 製品又は原料（再生資源）について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、「六価クロム化合物」及び「砒素及びその化合物」の含有量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。
また、木質再生資源以外の再生資源を用いる場合は、製品又は当該再生資源について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の試験方法により測定し、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。
- 石綿を原料としていないこと。
- 建物の内装材にあっては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。

③ 再生資源の含有率

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料として概ね100%使用していること。

ただし、木質系セメント板にエコセメントを使用した場合は、この限りでない。

④ 品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS A 5404 木質系セメント板

⑤ 品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥ その他

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

品目名：排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

①評価対象資材

表6-1に掲げる製品の規格及び種類であって廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有した硬質塩化ビニル管を対象とする。

表6-1 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管の規格及び種類

区分	径mm	仕様
RF-VP (JIS K 9798)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
RS-VU (JIS K 9797)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管
RS-VU (AS62)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管
REP-VU (AS58)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
VP, VM, VU, HIVP, IDVP, ISVP, IWVP (JIS K 6741)	13, 16, 20, 25, 30, 40, 50, 65, 75, 100, 125, 150, 200, 250, 300, 350, 400, 450, 500, 600, 700	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管 接着受口片受直管

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で80%以上含有していること。

ただし、製品が、JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管又はJIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管の規格に適合するものは、再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で30%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

塩化ビニル管・継手協会 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP) AS58

塩化ビニル管・継手協会 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (RS-VU) AS62

JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管

JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管

JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生セラミックタイル

①評価対象資材

表7-1に掲げる製品の規格であって表7-2に掲げる再生資源を含有した陶磁器質タイルを対象とする。

表7-1 再生陶磁器質タイルの規格

区分	種類
1 床タイル (I類)	1 M100mm×100mm 無ゆう
	2 M150mm×150mm 無ゆう
	3 M200mm×200mm 無ゆう
	4 M300mm×300mm 無ゆう
	5 M600mm×300mm 無ゆう
	6 M600mm×600mm 無ゆう
2 床モザイクタイル (I類)	1 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	2 M 50mm×50mm 施ゆう・無ゆう
3 床階段用タイル (I類)	1 M100mm×100mm 垂れ付き 無ゆう
	2 M150mm×150mm 垂れ付き 無ゆう
4 内装壁タイル (III類)	1 M100mm×100mm 施ゆう
5 内装壁モザイクタイル (I類)	1 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	2 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	3 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	4 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	5 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	6 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
6 外装壁タイル (I類)	1 108mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 施ゆう・無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 施ゆう・無ゆう
	7 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	8 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	9 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	10 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	11 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
7 外装壁タイル (II類)	1 108mm×60mm 平物 無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 無ゆう

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生陶磁器質タイルをスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。また、「区分」欄の5及び6は、同一の製品群のものとする。

表7-2 再生陶磁器質タイルの原料となる再生資源

- 1 採石及び窯業廃土
- 2 珪砂水簸時の微小珪砂（キラ）
- 3 鉄鋼スラグ
- 4 鋳物砂
- 5 陶磁器くず
- 6 石炭灰（フライアッシュ）
- 7 廃ガラス
- 8 製紙スラッジ
- 9 アルミスラッジ
- 10 磨き砂汚泥
- 11 石材くず
- 12 都市ごみ焼却灰溶融スラグ
- 13 下水道汚泥焼却灰
- 14 下水道汚泥溶融スラグ
- 15 上水道汚泥

注・溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、含有率の算定に用いる全原料の質量に着色剤の質量を含まない。

・再生軽量骨材（絶乾密度：粗骨材 2.0g/cm³未満、細骨材 2.3g/cm³未満）を用いる製品は、次式で算出した値が20%以上であればよい。

$$\text{含有率(\%)} = \left(\frac{\text{再生軽量骨材の} 1.7/\text{単位容積質量} \times \text{再生軽量骨材の質量} + \text{他の再生資源の質量}}{\text{製品質量}} \times 100 \right)$$

有効数字：小数点以下2桁（3桁目を四捨五入） 1.7：普通骨材の単位容積質量

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。）を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の 5.1（一般事項）及び 5.7（環境安全品質基準）に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

- ①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。
JIS A 5209 セラミックタイル

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生ビニル系床材

①評価対象資材

表 8-1 に掲げる製品の規格であって再生ビニル樹脂系材料を含有したビニル系床材を対象とする。

表 8-1 再生ビニル系床材の規格

区分	種類
ビニル床シート	1 発泡層がなく複層のもの F S 2.0mm 無地
	2 発泡層がなく複層のもの F S 2.0mm 柄物
	3 発泡層がなく複層のもの F S 2.5mm 無地
	4 発泡層がなく複層のもの F S 2.5mm 柄物
コンポジションビニル床タイル	K T 2.0mm

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生ビニル系床材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 工場内副産物以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年環境省告示第 18 号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第 20 条の 7 の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- d. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

再生ビニル樹脂系材料が製品に対する質量比で 15%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5705 ビニル系床材

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）

①評価対象資材

表9-1に掲げる製品の規格であって廃ガラス（ガラスカレットを含む。以下「廃ガラス等」という。）を含有したグラスウール断熱材又は鉄鋼スラグ（工場内副産物を含む。以下「鉄鋼スラグ」という。）若しくはロックウール製品（保温・断熱材、天井材又は農材用ロックウールに限る。）の廃材を破碎・溶融処理したもの（以下「ロックウール製品廃材」という。）を含有したロックウール断熱材を対象とする。

表9-1 再生人造鉱物繊維断熱材の規格
グラスウール断熱材

区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)					密度	表面仕上げ
保温筒	15A	1/2B	22	20	25	30	—	—	45~90 kg/m ³	被覆されていないもの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	20A	3/4B	27	20	25	30	—	—		
	25A	1B	34	20	25	30	—	—		
	32A	11/4B	43	20	—	30	40	—		
	40A	11/2B	49	20	—	30	40	—		
	50A	2B	61	20	—	30	40	—		
	65A	21/2B	76	20	—	—	40	—		
	80A	3B	89	20	—	—	40	—		
	100A	4B	114	—	25	—	40	—		
	125A	5B	140	—	25	—	40	—		
	150A	6B	165	—	25	—	40	—		
	200A	8B	216	—	—	—	40	50		
	250A	10B	267	—	—	—	40	50		
	300A	12B	319	—	—	—	40	50		
保温帯	—	—	—	25					40kg/m ³	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						
保温板	—	—	—	25					40kg/m ³	被覆されていないもの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						

注)・保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

ロックウール断熱材									
区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)				密度	表面仕上げ
保温筒	15A	1/2B	22	15A	1/2B	22	20	40~200 kg/m ³	被覆されていないの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする
	20A	3/4B	27	20A	3/4B	27	20		
	25A	1B	34	25A	1B	34	20		
	32A	11/4B	43	32A	11/4B	43	20		
	40A	11/2B	49	40A	11/2B	49	20		
	50A	2B	61	50A	2B	61	20		
	65A	21/2B	76	65A	21/2B	76	20		
	80A	3B	89	80A	3B	89	20		
	100A	4B	114	100A	4B	114	—		
	125A	5B	140	125A	5B	140	—		
	150A	6B	165	150A	6B	165	—		
	200A	8B	216	200A	8B	216	—		
	250A	10B	267	250A	10B	267	—		
	300A	12B	319	300A	12B	319	—		
保温帯	—	—	—	25				1号(40~100kg/m ³)	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50					
保温板	—	—	—	25				1号(40~100kg/m ³)	被覆されていないの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50					

注) 保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

②環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

グラスウール断熱材については、廃ガラス等を製品の基材部分に対する質量比で80%以上含有していること。

ロックウール断熱材については、鉄鋼スラグ又はロックウール製品廃材を製品の基材部分に対する質量比で85%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生骨材コンクリート

①評価対象資材

表 10-1 に掲げる製品の規格であって、表 10-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。ただし、使用する再生資源によって表 10-3 に掲げる部材及び部位のみの使用に制限する。

表 10-1 再生骨材コンクリートの規格及び種類

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
再生骨材コンクリートH	18, 21, 24, 27,	8, 10, 12, 15,	20, 25
再生骨材コンクリートML	30	18	

注) 再生骨材コンクリートMLには建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートを含む。

表 10-2 再生骨材コンクリートの再生資源

種類	再生資源	用途	品質・性能
再生骨材コンクリートH	コンクリート用再生骨材H	骨材	「JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H」に適合すること。
再生骨材コンクリートML	コンクリート用再生骨材M		「JIS A 5022 附属書A コンクリート用再生骨材M」に適合すること。
	コンクリート用再生骨材L		「JIS A 5023 附属書A コンクリート用再生骨材L」に適合すること。
	建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにおける再生骨材		建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定に係る性能評価基準に適合すること。

表 10-3 再生骨材コンクリートの種類に応じた使用部材及び部位の制限

種類	使用部材及び部位の制限
再生骨材コンクリートH	制限なし
再生骨材コンクリートML	裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位。 ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

評価対象資材に定める再生資源を用い、以下の式で算出した再生資源の含有率 α が15%以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単位量 (kg/m³)

S : 細骨材の単位量 (kg/m³)

r_G : 単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r_S : 単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

④品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

(ただし、「JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H」を用いたコンクリート)

JIS A 5022 再生骨材コンクリートM

JIS A 5023 再生骨材コンクリートL

建築基準法第37条第2号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート

(ただし、塩化物含有量は、塩化物イオン (cl^-) 量として 0.3 kg/m^3 以下とする。)

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生改良土

①評価対象資材

土砂代替材として利用が可能な再生改良土を対象とする。（ただし、農用地（田に限る。）には利用しない。）

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。

③再生資源の含有率

建設汚泥を質量の50%以上使用していること。（改良剤は除く）

④品質・性能

- a. 品質
品質はb. 試験方法によって試験を行い、表11-1の性能規定に適合しなければならない。

表11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

種類	最大粒径	性能規定
第1種改良土	40mm以下	CBR3%以上
第2種改良土	13mm以下	

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定：「舗装調査・試験法便覧F031」（安定処理土のCBR試験）を参照すること。ただし、生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径：表11-2の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法はJIS A 1204 7.1（試料）、7.2（試料の水洗い及び炉乾燥）及び7.3（粒径が2mm以上のふるい分析）を参照すること。

表11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理

- a. ②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。
- b. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処分業許可（中間処理）を受けた事業者が製造したものであること。

品目名：再生バーク堆肥

①評価対象資材

刈り草、剪定枝、未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下同じ。）、樹皮、家畜ふん、家禽ふん等を原料として製造したバーク堆肥を対象とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 肥料取締法に基づく「普通肥料」の登録をしているもの以外であって、刈り草、剪定枝、未利用木材、樹皮以外の再生資源を用いる場合は、製品について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。
ただし、未利用木材であっても、木くずを用いる場合は、上記基準に適合すること。

③再生資源の含有率

木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥質量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助剤を除くその他の原材料には、家畜ふん、動植物性残渣又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。

④品質・性能

肥料取締法に基づく特殊肥料の届出又は普通肥料の登録をしているもので、次のいずれかに該当すること。

- a. 全国バーク堆肥工業会基準
- b. 日本バーク堆肥協会基準(H25)

⑤品質管理

②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。

品目名：再生集成材・合板

①評価対象資材

再・未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下、同じ。）を使用する集成材及び合板（構造用合板、木質ボードを除く。）とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 未利用木材以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。
- c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。

③再生資源の含有率

再・未利用木材を製品の質量比で100%使用していること。

④品質・性能

- 製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。
- ・日本農林規格(JAS)造作用集成材（低ホルムアルデヒド）
 - ・日本農林規格(JAS)合板（低ホルムアルデヒド）（構造用合板を除く）

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥その他

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

品目名：再生モルタル

①評価対象資材

表 14—1 に掲げる再生資源を含有する再生モルタルを対象とする。

表 14—1 再生モルタルの再生資源

混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

③再生資源の含有率

評価対象資材に定める再生資源を用い、再生資源の含有率が結合材の全使用量に対する質量比で 20%以上を使用し、かつ、製品に対する質量比で 5%以上含有していること。

④品質・性能

品質は表 14—2 の性能規定に適合しなければならない。

表 14—2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
再生無収縮モルタル	ブリーディング	練混ぜ 2 時間後のブリーディング率：2.0%以下	NEXCO試験方法 312-1999 (無収縮モルタル品質管理試験方法)による。
	無収縮性	材齢 7 日：収縮しない。	
	圧縮強度	材齢 3 日：25N/mm ² 以上 材齢 28 日：45N/mm ² 以上	
	流動性	8 ± 2 秒	J ₁₄ ロート試験
再生モルタル	セメント：砂 比は 1：1～1：3 の範囲内とする。		
	圧縮強度	材齢 28 日：27N/mm ² 以上	JIS R 5201セメントの物理試験方法

⑤品質管理

環境に対する安全性及び品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。

品目名：再生流動性埋戻材

①評価対象資材

表 15-1 に掲げる再生資源を含有し、土砂代替材として利用が可能な再生流動性埋戻材を対象とする。（ただし、農用地（田に限る。）には利用しない。）

表 15-1 再生流動性埋戻材の再生資源

土砂等	1 建設汚泥（土砂代替材として改良されたものも含む） 2 回収砂 ^{※1} 3 再生砂 ^{※2}
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント
水	1 回収水 ^{※1} 2 建設汚泥処理水 ^{※3}

※1 戻りコンクリート（未使用コンクリート含む）並びにレディーミクストコンクリート工場において、運搬車、プラントのミキサ、ホッパなどに付着及び残留したフレッシュコンクリートから分別した粗骨材、細骨材及び水をいう。

※2 戻りコンクリートやコンクリート塊を粉砕し砂状にしたもの

※3 建設汚泥を再生改良土とする際に脱水・分離した水

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
 b. 製品について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年環境省告示 18 号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年環境省告示第 19 号）の方法により試験を行い、土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び第 2 項定める溶出量及び含有量の基準値に適合していること。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める「土砂等」の再生資源を、土砂等の全使用量に対する質量比で 70%以上使用していること。
 b. 評価対象資材に定める再生資源を質量比で 70%以上を使用していること。

④品質・性能

評価対象資材は表 15-2 の性能規定に適合しなければならない。

表 15-2 再生流動性埋戻材の性能規定

試験項目	性能規定	試験方法
最大粒径	13mm以下又は 40mm以下	JIS A 1204土の粒度試験方法 表15-3の区分に応じたふるいを使用すること
フロー値	110mm以上	エアモルタル及びエアミルクの試験方法Ⅱシリンダー法 NEXCO試験方法313-1999

ブリーディング率	1%未満又は 3%未満	プレパックドの注入モルタルのブリーディング率試験方法 土木学会 JSCE-F 522
処理土の湿潤密度	1.40g/cm ³ 以上	定量容器で、資料の容積質量を測定
一軸圧縮強度 (材齢28日)	200kN/m ² 以上	JIS A 1216土の一軸圧縮試験方法

表 15-3 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理

- a. ②環境に対する安全性及び④品質・性能に関する確認検査が適正になされていること。
- b. 再生資源として建設汚泥又は建設汚泥処理水を使用する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処分業許可（中間処理）を受けた事業者が製造したものであること。

品目名：再生生コンクリート

①評価対象資材

表 16-1 に掲げる製品の規格であって、表 16-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。

表 16-1 再生生コンクリートの規格

呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
18, 21, 24, 27, 30	8, 10, 12, 15, 18	20, 25

表 16-2 再生生コンクリートの再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材) 2 コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材) 3 コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材) 4 コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材)
混和材	乾燥スラッジ微粉末
セメント	高炉セメントC種

注) ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

特別管理 (一般・産業) 廃棄物を使用していないこと。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- a. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 α が 15% 以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単体量 (kg/m³)

S : 細骨材の単体量 (kg/m³)

r_G : 単体量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r_S : 単体量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

- b. 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で 20% 以上を使用していること。

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」のいずれかを組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で 10% 以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥その他

普通ポルトランドセメントを使用した認定資材である場合、率先利用の対象を建築工事に限る。